

令和6年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和6年度11月補正予算等関係)

病 院 局

令和6年11月定例会議案説明資料目次

病 院 局

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第 5 号	令和6年度鳥取県営病院事業会計補正予算（第2号）		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 総務課	3
	2 予定キャッシュフロー計算書	/	5
	3 債務負担行為に関する調書		6
	4 予定貸借対照表		7

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第 1 1 号	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例)	総務課	9

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
第 2 号	議会の委任による専決処分 ^の 報告について (15) 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(令和6年11月20日専決)	総務課	12
第 3 号	長期継続契約の締結状況について	総務課	15

令和6年度鳥取県営病院事業会計補正予算説明資料総括表

病 院 局 (単位：千円)

区 分		収 入			支 出		
		補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
中 央 病 院	収益的収支	21,151,911	976,582	22,128,493	22,491,468	604,404	23,095,872
	資本的収支	1,675,556	0	1,675,556	2,483,389	0	2,483,389
	計	22,827,467	976,582	23,804,049	24,974,857	604,404	25,579,261
厚 生 病 院	収益的収支	9,508,836	0	9,508,836	9,505,143	0	9,505,143
	資本的収支	815,767	0	815,767	1,258,433	0	1,258,433
	計	10,324,603	0	10,324,603	10,763,576	0	10,763,576
病院統括管理費	収益的収支	0	0	0	90,732	0	90,732
	資本的収支	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	90,732	0	90,732
合 計	収益的収支	30,660,747	976,582	31,637,329	32,087,343	604,404	32,691,747
	資本的収支	2,491,323	0	2,491,323	3,741,822	0	3,741,822
	計	33,152,070	976,582	34,128,652	35,829,165	604,404	36,433,569

【主な補正内容】

○医業収益

診療単価の増に伴う入院収益及び外来収益の増（中央病院+976,582千円）

○医業費用

高額医薬品及び高額手術材料の増による薬品費及び診療材料費の増（中央病院+604,404千円）

○債務負担行為の設定

中央病院厚生病院管理運営等複数年契約

中 央 病 院

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	計	説 明	
収 益 的 支 出	(1款) 病院事業収益	21,151,911	976,582	22,128,493	(目の内訳)	
	(1項) 医業収益	18,486,986	976,582	19,463,568	入院収益	599,144
					外来収益	377,438
	(1款) 病院事業費用	22,491,468	604,404	23,095,872	(目の内訳)	
	(1項) 医業費用	22,073,706	604,404	22,678,110	材料費	604,404
差 引		△ 1,339,557	372,178	△ 967,379		

令和6年度鳥取県営病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	中央病院	厚生病院	病院統括管理費	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー				
当 年 度 純 損 益	△ 966,611	10,059	△ 89,366	△ 1,045,918
減 価 償 却 費	2,178,131	519,153	0	2,697,284
固 定 資 産 除 却 費	19,718	15,340	0	35,058
退職給付引当金の増減額(△は減少)	139,000	127,677	5,000	271,677
賞与引当金の増減額(△は減少)	110,541	22,908	186	133,635
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	21,564	4,099	23	25,686
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0	0	0	0
長期前払消費税償却	141,725	51,749	0	193,474
長期前受金戻入額	△ 998,256	△ 362,153	0	△ 1,360,409
受 取 利 息	△ 3,337	△ 1,155	0	△ 4,492
支 払 利 息	124,274	69,009	0	193,283
有形固定資産売却損益(△は益)	0	0	0	0
未収金の増減額(△は増加)	△ 34,488	△ 114,384	0	△ 148,872
貯蔵品の増減額(△は増加)	△ 9,185	0	0	△ 9,185
前払費用の増減額(△は増加)	0	0	0	0
未払金の増減額(△は減少)	144,278	45,506	0	189,784
前受金の増減額(△は減少)	0	△ 16,628	86,947	70,319
その他流動資産等増減額(△は増加)	△ 1,339	0	0	△ 1,339
その他流動負債等増減額(△は減少)	3,000	△ 13,784	0	△ 10,784
小 計	869,015	357,396	2,790	1,229,201
受 取 利 息 の 受 取 額	3,337	1,155	0	4,492
支 払 利 息 の 支 払 額	△ 124,274	△ 69,009	0	△ 193,283
有形固定資産売却の受取額	0	0	0	0
業務活動によるキャッシュ・フロー	748,078	289,542	2,790	1,040,410
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
固定資産の取得による支出	△ 795,497	△ 589,001	0	△ 1,384,498
固定資産の売却による収入	0	0	0	0
一般会計からの繰入金等による収入	889,256	324,668	0	1,213,924
長期性預金の預入れによる支出	0	0	0	0
補助金返還による支出	0	0	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	93,759	△ 264,333	0	△ 170,574
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	786,300	593,800	0	1,380,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支 出	△ 1,661,215	△ 645,356	0	△ 2,306,571
リース債務に係る支払額	△ 21,822	△ 2,851	0	△ 24,673
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 896,737	△ 54,407	0	△ 951,144
資 金 増 加 額	△ 54,900	△ 29,198	2,790	△ 81,308
資 金 期 首 残 高	4,312,249	5,618,098	10,710	9,941,057
資 金 期 末 残 高	4,257,349	5,588,900	13,500	9,859,749

債務負担行為に関する調書

追加分

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			備考
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	補助金	医業収益	
中央病院電話交換機保守点検業務委託	千円 14,520		千円	令和7年度から 令和11年度まで	千円 14,520	千円	千円	千円 14,520	
中央病院自動ドア保守点検業務委託	千円 19,545		千円	令和7年度から 令和11年度まで	千円 19,545	千円	千円	千円 19,545	
中央病院気送管設備保守点検業務委託	千円 14,300		千円	令和7年度から 令和11年度まで	千円 14,300	千円	千円	千円 14,300	
中央病院電力監視設備保守点検業務委託	千円 4,554		千円	令和7年度から 令和9年度まで	千円 4,554	千円	千円	千円 4,554	
中央病院入退室監視設備保守点検業務委託	千円 12,980		千円	令和7年度から 令和11年度まで	千円 12,980	千円	千円	千円 12,980	
中央病院直流電源装置保守点検業務委託	千円 2,200		千円	令和7年度から 令和11年度まで	千円 2,200	千円	千円	千円 2,200	
中央病院排水処理設備保守点検業務委託	千円 12,540		千円	令和7年度から 令和11年度まで	千円 12,540	千円	千円	千円 12,540	
中央病院自動制御設備保守点検業務委託	千円 29,645		千円	令和7年度から 令和8年度まで	千円 29,645	千円	千円	千円 29,645	
中央病院食器洗浄業務委託	千円 55,886		千円	令和7年度から 令和8年度まで	千円 55,886	千円	千円	千円 55,886	
中央病院調理補助業務委託	千円 19,721		千円	令和7年度	千円 19,721	千円	千円	千円 19,721	
中央病院手術センター補助業務委託	千円 13,662		千円	令和7年度	千円 13,662	千円	千円	千円 13,662	
中央病院据置型デジタル式循環器用透視診断装置保守点検業務委託	千円 91,850		千円	令和7年度から 令和11年度まで	千円 91,850	千円	千円	千円 91,850	
厚生病院施設等管理業務委託	千円 38,940		千円	令和7年度から 令和11年度まで	千円 38,940	千円	千円	千円 38,940	
厚生病院R I 診断装置保守点検業務委託	千円 22,110		千円	令和7年度から 令和11年度まで	千円 22,110	千円	千円	千円 22,110	
厚生病院泌尿器科レーザー手術システム保守点検業務委託	千円 2,904		千円	令和7年度から 令和8年度まで	千円 2,904	千円	千円	千円 2,904	
厚生病院遠隔画像診断システム保守点検業務委託	千円 3,300		千円	令和7年度から 令和11年度まで	千円 3,300	千円	千円	千円 3,300	
厚生病院線量管理システム保守点検業務委託	千円 4,620		千円	令和7年度から 令和11年度まで	千円 4,620	千円	千円	千円 4,620	
厚生病院夜間看護補助者派遣業務委託	千円 35,977		千円	令和7年度から 令和9年度まで	千円 35,977	千円	千円	千円 35,977	
厚生病院看護技術オンライン教育ツール利用料	千円 4,125		千円	令和7年度から 令和9年度まで	千円 4,125	千円	千円	千円 4,125	

令和6年度鳥取県営病院事業予定貸借対照表（当年度分）

（令和7年3月31日）

資 産 の 部

（単位：千円）

区 分	金 額			内 訳		
				中央病院	厚生病院	病院統括管理費
1 固定資産						
(1)有形固定資産						
イ 土地		935,057		489,922	445,135	0
ロ 建物	37,016,726			26,924,045	10,092,681	0
建物減価償却累計額	14,359,504	22,657,222		7,391,319	6,968,185	0
ハ 構築物	1,337,473			1,214,506	122,967	0
構築物減価償却累計額	609,879	727,594		498,460	111,419	0
ニ 器械備品	14,066,671			9,638,418	4,428,253	0
器械備品減価償却累計額	9,961,918	4,104,753		6,997,057	2,964,861	0
ホ 車両	58,634			45,110	13,524	0
車両減価償却累計額	54,373	4,261		41,525	12,848	0
ヘ リース資産	138,261			80,220	58,041	0
リース資産減価償却累計額	49,718	88,543		23,543	26,175	0
ト 建設仮勘定	27,369	27,369		0	27,369	0
チ その他有形固定資産	350			350	0	0
その他有形固定資産減価償却累計額	333	17		333	0	0
有形固定資産合計			28,544,816	23,440,334	5,104,482	0
(2)無形固定資産						
イ 電話加入権		4,466		1,122	3,344	0
ロ 水道施設利用権		134		0	134	0
ハ その他無形固定資産		6,302		6,179	123	0
無形固定資産合計			10,902	7,301	3,601	0
(3)投資						
イ 破産更生債権等		67,604		52,604	15,000	0
貸倒引当金		67,604		52,604	15,000	0
ロ 長期前払消費税		1,610,366		1,437,535	172,831	0
ハ その他投資		1,000,000		1,000,000	0	0
投資合計			2,610,366	2,437,535	172,831	0
固定資産合計			31,166,084	25,885,170	5,280,914	0
2 流動資産						
(1)現金預金			9,859,749	4,257,349	5,588,900	13,500
(2)未収金			4,799,955	3,483,329	1,316,626	0
貸倒引当金			3,623	1,567	2,056	0
(3)貯蔵品			266,892	192,892	74,000	0
(4)前払費用			0	0	0	0
(5)有価証券			12,000	0	0	12,000
(6)その他流動資産			4,017	4,017	0	0
流動資産合計			14,938,990	7,936,020	6,977,470	25,500
資産合計			46,105,074	33,821,190	12,258,384	25,500

負債の部

(単位：千円)

区分	金額				内訳		
					中央病院	厚生病院	病院統括管理費
3 固定負債							
(1) 企業債			23,038,609	19,642,006	3,396,603	0	
(2) リース債務			78,441	40,872	37,569	0	
(3) 引当金			5,323,545	3,278,337	2,040,208	5,000	
固定負債合計			28,440,595	22,961,215	5,474,380	5,000	
4 流動負債							
(1) 企業債			2,264,758	1,635,814	628,944	0	
(2) リース債務			28,879	21,822	7,057	0	
(3) 未払金			1,489,008	920,527	560,981	7,500	
(4) 前受金			83,966	0	0	83,966	
(5) 引当金			916,305	608,139	302,766	5,400	
(6) その他流動負債			105,814	72,092	20,722	13,000	
流動負債合計			4,888,730	3,258,394	1,520,470	109,866	
5 繰延収益							
(1) 長期前受金							
イ 受贈財産評価額		11,780		2,749	9,031	0	
ロ 補助金		2,054,531		1,174,049	880,482	0	
ハ 負担金		9,624,947		5,629,482	3,995,465	0	
ニ その他長期前受金		685	11,691,943	685	0	0	
(2) 長期前受金収益化累計額							
イ 受贈財産評価額		2,960		2,504	456	0	
ロ 補助金		1,542,017		978,136	563,881	0	
ハ 負担金		8,737,854		5,219,874	3,517,980	0	
ニ その他長期前受金		376	10,283,207	376	0	0	
繰延収益合計				606,075	802,661	0	
負債合計				34,738,061	26,825,684	114,866	

資本の部

(単位：千円)

区分	金額				内訳		
					中央病院	厚生病院	病院統括管理費
6 資本金							
資本金合計			16,630,179	10,500,522	6,080,822	48,835	
7 剰余金							
(1) 資本剰余金							
イ 受贈財産評価額		8,733		0	8,733	0	
ロ 補助金		0		0	0	0	
ハ 負担金		2,024		2,024	0	0	
資本剰余金合計			10,757	2,024	8,733	0	
(2) 欠損金							
イ 当年度未処理欠損金		5,273,923		3,507,040	1,628,682	138,201	
欠損金合計			5,273,923	3,507,040	1,628,682	138,201	
剰余金合計							
資本合計			△5,263,166	△3,505,016	△1,619,949	△138,201	
負債資本合計			11,367,013	6,995,506	4,460,873	△89,366	
			46,105,074	33,821,190	12,258,384	25,500	

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 （鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）																																													
提 出 理 由 及 び 概 要	1 条例の改正理由 受益と負担の公平の確保を図るため、県立病院において徴収する使用料及び手数料の額を見直す。																																													
	2 条例の概要																																													
	(1) 診断料、検査料等について、使用料の額を次のとおり引き上げる。																																													
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人間ドック</td> <td>1件につき</td> <td style="text-align: right;">46,200円</td> <td style="text-align: right;">44,000円</td> </tr> <tr> <td>脳ドック</td> <td>1件につき</td> <td style="text-align: right;">41,100円</td> <td style="text-align: right;">38,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額		改正後	現行	人間ドック	1件につき	46,200円	44,000円	脳ドック	1件につき	41,100円	38,500円																															
区分	単位			金額																																										
		改正後	現行																																											
人間ドック	1件につき	46,200円	44,000円																																											
脳ドック	1件につき	41,100円	38,500円																																											
	(2) 普通診断書等について、手数料の額を次のとおり引き上げる。																																													
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通診断書</td> <td>1通につき</td> <td style="text-align: right;">2,290円</td> <td style="text-align: right;">2,090円</td> </tr> <tr> <td>健康診断書</td> <td>1通につき</td> <td style="text-align: right;">2,290円</td> <td style="text-align: right;">2,090円</td> </tr> <tr> <td>死亡診断書</td> <td>1通につき</td> <td style="text-align: right;">2,540円</td> <td style="text-align: right;">2,310円</td> </tr> <tr> <td>死体検案書</td> <td>1通につき</td> <td style="text-align: right;">4,710円</td> <td style="text-align: right;">4,290円</td> </tr> <tr> <td>変死体検案書</td> <td>1通につき</td> <td style="text-align: right;">4,710円</td> <td style="text-align: right;">4,290円</td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書</td> <td>1通につき</td> <td style="text-align: right;">2,290円</td> <td style="text-align: right;">2,090円</td> </tr> <tr> <td>療養費支払証明書</td> <td>1通につき</td> <td style="text-align: right;">1,210円</td> <td style="text-align: right;">1,100円</td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）</td> <td>1通につき</td> <td style="text-align: right;">2,290円</td> <td style="text-align: right;">2,090円</td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）</td> <td>1通につき</td> <td style="text-align: right;">1,210円</td> <td style="text-align: right;">1,100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額		改正後	現行	普通診断書	1通につき	2,290円	2,090円	健康診断書	1通につき	2,290円	2,090円	死亡診断書	1通につき	2,540円	2,310円	死体検案書	1通につき	4,710円	4,290円	変死体検案書	1通につき	4,710円	4,290円	通院入院証明書	1通につき	2,290円	2,090円	療養費支払証明書	1通につき	1,210円	1,100円	通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1通につき	2,290円	2,090円	通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき	1,210円	1,100円			
区分	単位			金額																																										
		改正後	現行																																											
普通診断書	1通につき	2,290円	2,090円																																											
健康診断書	1通につき	2,290円	2,090円																																											
死亡診断書	1通につき	2,540円	2,310円																																											
死体検案書	1通につき	4,710円	4,290円																																											
変死体検案書	1通につき	4,710円	4,290円																																											
通院入院証明書	1通につき	2,290円	2,090円																																											
療養費支払証明書	1通につき	1,210円	1,100円																																											
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1通につき	2,290円	2,090円																																											
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき	1,210円	1,100円																																											
	(3) 施行期日等																																													
	ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。																																													
	イ 所要の経過措置を講ずる。																																													

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

略

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

略

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																				
<p>別表第1(第5条関係)</p> <p>1 診断料、検査料等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人間ドック</td> <td>1件につき <u>46,200円</u></td> </tr> <tr> <td>脳ドック</td> <td>1件につき <u>41,100円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～11 略</p> <p>備考 略</p>	区分	金額	略		人間ドック	1件につき <u>46,200円</u>	脳ドック	1件につき <u>41,100円</u>	略		<p>別表第1(第5条関係)</p> <p>1 診断料、検査料等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人間ドック</td> <td>1件につき <u>44,000円</u></td> </tr> <tr> <td>脳ドック</td> <td>1件につき <u>38,500円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～11 略</p> <p>備考 略</p>	区分	金額	略		人間ドック	1件につき <u>44,000円</u>	脳ドック	1件につき <u>38,500円</u>	略																																	
区分	金額																																																				
略																																																					
人間ドック	1件につき <u>46,200円</u>																																																				
脳ドック	1件につき <u>41,100円</u>																																																				
略																																																					
区分	金額																																																				
略																																																					
人間ドック	1件につき <u>44,000円</u>																																																				
脳ドック	1件につき <u>38,500円</u>																																																				
略																																																					
<p>別表第2(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通診断書</td> <td>1通につき <u>2,290円</u></td> </tr> <tr> <td>健康診断書</td> <td>1通につき <u>2,290円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死亡診断書</td> <td>1通につき <u>2,540円</u></td> </tr> <tr> <td>死体検案書</td> <td>1通につき <u>4,710円</u></td> </tr> <tr> <td>変死体検案書</td> <td>1通につき <u>4,710円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書</td> <td>1通につき <u>2,290円</u></td> </tr> <tr> <td>療養費支払証明書</td> <td>1通につき <u>1,210円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものに限る。)</td> <td>1通につき <u>2,290円</u></td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書</td> <td>1通につき <u>1,210円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	普通診断書	1通につき <u>2,290円</u>	健康診断書	1通につき <u>2,290円</u>	略		死亡診断書	1通につき <u>2,540円</u>	死体検案書	1通につき <u>4,710円</u>	変死体検案書	1通につき <u>4,710円</u>	略		通院入院証明書	1通につき <u>2,290円</u>	療養費支払証明書	1通につき <u>1,210円</u>	略		通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものに限る。)	1通につき <u>2,290円</u>	通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書	1通につき <u>1,210円</u>	<p>別表第2(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通診断書</td> <td>1通につき <u>2,090円</u></td> </tr> <tr> <td>健康診断書</td> <td>1通につき <u>2,090円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死亡診断書</td> <td>1通につき <u>2,310円</u></td> </tr> <tr> <td>死体検案書</td> <td>1通につき <u>4,290円</u></td> </tr> <tr> <td>変死体検案書</td> <td>1通につき <u>4,290円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書</td> <td>1通につき <u>2,090円</u></td> </tr> <tr> <td>療養費支払証明書</td> <td>1通につき <u>1,100円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものに限る。)</td> <td>1通につき <u>2,090円</u></td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書</td> <td>1通につき <u>1,100円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	普通診断書	1通につき <u>2,090円</u>	健康診断書	1通につき <u>2,090円</u>	略		死亡診断書	1通につき <u>2,310円</u>	死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>	変死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>	略		通院入院証明書	1通につき <u>2,090円</u>	療養費支払証明書	1通につき <u>1,100円</u>	略		通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものに限る。)	1通につき <u>2,090円</u>	通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書	1通につき <u>1,100円</u>
区分	金額																																																				
普通診断書	1通につき <u>2,290円</u>																																																				
健康診断書	1通につき <u>2,290円</u>																																																				
略																																																					
死亡診断書	1通につき <u>2,540円</u>																																																				
死体検案書	1通につき <u>4,710円</u>																																																				
変死体検案書	1通につき <u>4,710円</u>																																																				
略																																																					
通院入院証明書	1通につき <u>2,290円</u>																																																				
療養費支払証明書	1通につき <u>1,210円</u>																																																				
略																																																					
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものに限る。)	1通につき <u>2,290円</u>																																																				
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書	1通につき <u>1,210円</u>																																																				
区分	金額																																																				
普通診断書	1通につき <u>2,090円</u>																																																				
健康診断書	1通につき <u>2,090円</u>																																																				
略																																																					
死亡診断書	1通につき <u>2,310円</u>																																																				
死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>																																																				
変死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>																																																				
略																																																					
通院入院証明書	1通につき <u>2,090円</u>																																																				
療養費支払証明書	1通につき <u>1,100円</u>																																																				
略																																																					
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものに限る。)	1通につき <u>2,090円</u>																																																				
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書	1通につき <u>1,100円</u>																																																				

以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）		以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	
略		略	

（鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）・（2） 略

（経過措置）

2 略

3 略

4 第3条の規定による改正後の鳥取県営病院事業の設置等に関する条例別表第2の規定は、施行日以後に行われる診断書その他の文書の交付の申請について適用し、施行日前に行われた診断書その他の文書の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

5 略

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (15) 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (令和6年11月20日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 次の条例中引用する地方自治法の条項を改める。 ア 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例 イ 鳥取県営企業の設置等に関する条例 ウ 鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例 エ 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (2) 施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日とする。</p>

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

(鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例(昭和58年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法 <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法 <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

(職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、知事、法第138条の4第1項に規定する委員会の委員及び委員並びに職員（<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「職員等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、知事、法第138条の4第1項に規定する委員会の委員及び委員並びに職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「職員等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

【新規契約】

契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
中央病院	物品 保守	複合機	7台	広島市中区東白島町14番地15号 コニカミノルタジャパン株式会社 中国 支社	月当たり賃借料 57,770円 (白黒高速機) 15,190円 (カラー中速機) 及び使用1枚当たり 黒 0.47円 (白黒高速機) 黒 0.47円 (カラー中速機) カラー 2.39円 (カラー中速機)	令和6年11月16日 ～令和10年12月31日	鳥取県立中央病院